

(様式第1号)

長野県指令 29 水大第 378 号
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部名古屋建設部
部長 松野 篤二 様

平成 29 年 4 月 6 日付けで協議のあった妻籠水道水源保全地区内の土石類の採取その他土地の形質の変更（トンネル）については、長野県水環境保全条例第 12 条第 1 項の規定により次の条件を付して同意します。

平成 30 年 3 月 27 日

長野県知事 阿部 守一

(条 件)

1 水量について

- (1) 南木曾町が妻籠水道水源として必要とする最大取水量（平常時 477.1m³/日、緊急時 718.5 m³/日）を確保すること。

2 モニタリング調査について

- (1) 大崖沢の土石流堆積物の上に浅層の観測井と中央新幹線の計画路線付近の深層の観測井を設置し観測体制を強化すること。
- (2) 妻籠水道水源の湧水量を把握するなどトンネル工事による影響の有無を確認できる体制を整備すること。
- (3) 観測井の水位変動が自然現象によるものなのか人為的トンネル工事によるものなのか判断できるよう、観測井の水位について、施工前、施工中及び施行後一定期間（5年間）観測を行うこと。
- (4) モニタリング調査の結果について、県へ定期的に報告すること。

3 施工について

- (1) 平成 29 年 4 月 6 日付けで提出された「水道水源保全地区内行為事前協議書」（以下「事前協議書」という。）及び関係法令等に基づき、妻籠水道水源に影響が生じないように施工に努めること。
- (2) 第 5 回専門委員会に提出した施工フロー（別紙）に基づき施工すること。
- (3) 施工により妻籠水道水源に影響が生じた場合を想定し、施工及びモニタリング方法等について予め対策を確保しておくこと。
- (4) 万が一、妻籠水道水源に影響が生じた場合は、速やかに南木曾町及び長野県に報告するとともに必要な対策を実施すること。

4 情報提供について

- (1) 工事に関する情報は積極的に提供するとともに、南木曾町と情報提供の方法、手段等につい

て取り決めを行うこと。

- (2) トンネル工事により発生するリスクを整理し、そのリスクに対する対応策を地元の説明すること。

5 その他

- (1) 事前協議書に記載している事項と状況が大きく変わる又は変わる恐れがある場合は、速やかに南木曾町及び長野県に報告すること。
- (2) 南木曾町からトンネル工事箇所への立入の求めがあった場合は、出来る限り応じること。
- (3) 南木曾町から要請があれば、妻籠水道水源の保全等に関する事項について文書による確認を行うように努めること。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法の規定により、長野県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に、長野県を被告として(訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。)、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ランク	観測状態	頻度(目安)
観測A	通常観測	1日1回
観測B	連続観測	1日4回
観測C	リアルタイム観測	毎時

